

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」に係るコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年10月28日に貴委員会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させて頂き戴きますので、今後の審議においてご配慮戴きたく、宜しく願い申し上げます。

敬 具

記

【結論】

今般の信用危機に対する国際的協調の一環として、本邦においても欧米と同様の措置を講じるのも一つの考え方ではあるが、以下の理由により、本論点整理で検討対象とされている保有目的区分の振替の必要性を見出し難く、本件に関連しての金融商品会計基準及び金融商品実務指針の見直しは不要と思料。

【理由】

1. 財務報告の投資意思決定有用性の観点からは、区分変更を認めることで、恣意性が含まれる余地が拡がり、透明性の向上を指向している昨今の方向性に逆行することになる。
透明性の低下は、会計の信頼性、ひいては企業の財務報告の透明性をも低下させると共に、市場の信頼性を低下させることにも繋がりがねず、却って混乱を招くことになりかねない。
2. 現下の信用危機対応として社会的に求められているものは、金融機関の貸出原資たる自己資本の毀損による信用収縮の緩和・防止であり、会計基準等の見直しにその効果を期待するのではなく、自己資本規制を直接的に緩和する等の方策を検討・模索すべきではないかと考える。
3. 米国においては10月28日付でFASBを監視・運営する機関であるFAF(財務会計協会)からSECに対し、「FASBが適切なDue processを踏んで決定した会計基準等を、政治介入により覆したり適用停止したりするような決断はしないで欲しい」旨のレターが提出される等、時価会計適用に関する緩和的措置の発動について、これを牽制する動きも表面化している点にも留意すべきではないかと考える。

以 上